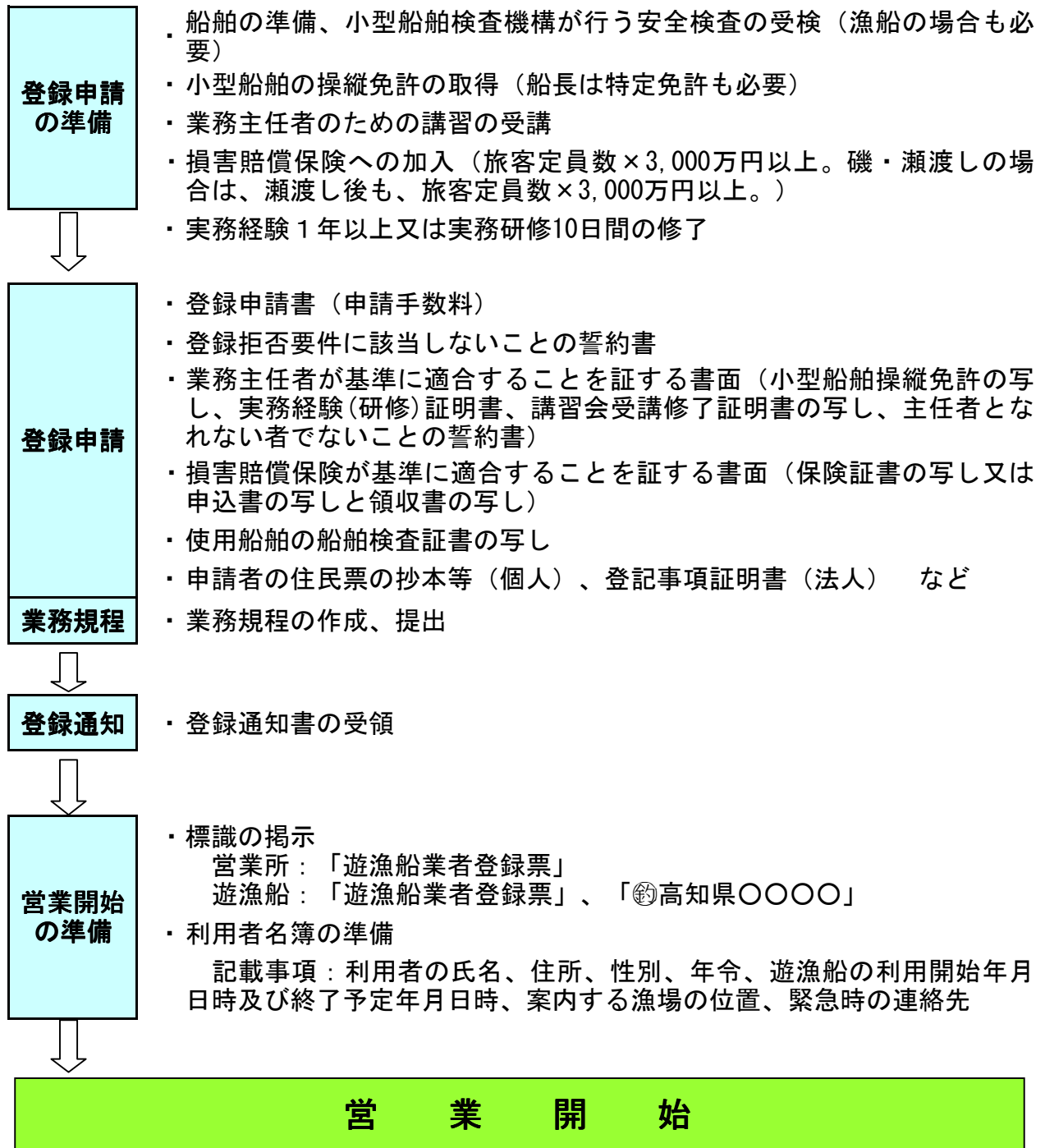



遊漁船業の営業までの流れ（概略）



- 船舶の準備、小型船舶検査機構が行う安全検査の受検（漁船の場合も必要）
- 小型船舶の操縦免許の取得（船長は特定免許も必要）
- 業務主任者のための講習の受講
- 損害賠償保険への加入（旅客定員数×3,000万円以上。磯・瀬渡しの場合は、瀬渡し後も、旅客定員数×3,000万円以上。）
- 実務経験1年以上又は実務研修10日間の修了

- 登録申請書（申請手数料）
- 登録拒否要件に該当しないことの誓約書
- 業務主任者が基準に適合することを証する書面（小型船舶操縦免許の写し、実務経験(研修)証明書、講習会受講修了証明書の写し、主任者となれない者でないことの誓約書）
- 損害賠償保険が基準に適合することを証する書面（保険証書の写し又は申込書の写しと領収書の写し）
- 使用船舶の船舶検査証書の写し
- 申請者の住民票の抄本等（個人）、登記事項証明書（法人） など
- 業務規程の作成、提出

- 登録通知書の受領

- 標識の掲示
 営業所：「遊漁船業者登録票」
 遊漁船：「遊漁船業者登録票」、「高知県〇〇〇〇」
- 利用者名簿の準備
 記載事項：利用者の氏名、住所、性別、年令、遊漁船の利用開始年月日時及び終了予定年月日時、案内する漁場の位置、緊急時の連絡先

業務規程を営業所と遊漁船に備え置き、規程に従って業務を行います

- 変更があれば
 ・登録事項や業務規程に変更があれば、変更届を提出
 「登録事項変更届出書」、「業務規程の変更届出書」（両方の提出が必要な場合あり）
 ※保険は、契約期間を更新するつど、「登録事項変更届出書」に保険証書の写し（又は申込書の写しと領収書の写し）を付けて提出

- 廃業する時
 ・「遊漁船業者廃業等届出書」を提出

- 登録の更新申請
 ・登録の有効期間（5年間）の満了日の30日前までに登録更新申請書を提出

※保険や講習会受講修了証明書などの有効期限が切れないように注意しましょう。